

## 令和3年度 胎内市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和4年2月9日（水）  
午後1時15分から  
ところ 胎内市役所4階全員協議会室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出
- 5 会長職務代理者の指定
- 6 会議の公開及び議事録の作成について
- 7 議 事
  - (1) 特別職の給料の額について
  - (2) 議員の報酬及び政務活動費の額について
- 8 答 申
- 9 その他
- 10 閉 会

## 胎内市特別職報酬等審議会委員名簿

任期：令和4年2月9日から2年間

(敬称略、五十音順)

氏名	所属団体等
池田 智広	水澤化学工業(株)中条工場 事務部長
小谷 淳	黒川商工会 会長
河内 理助	乙地区区長会 会長
齋藤 和信	胎内市農業協同組合 代表理事組合長
佐藤 直文	築地地区区長会 会長
須貝 欽也	中条地区区長会 会長
渡邊 俊一	黒川地区区長会 会長
渡邊 素子	中条町商工会 理事

○胎内市特別職報酬等審議会条例

最終改正 平成27年3月19日条例第5号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、胎内市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、胎内市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、胎内市の区域内の公共団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 検討要素の状況

要素	状況
県内他団体における当市の水準	<p>【県内20市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長 14位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> <li>・ 副市長 11位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> <li>・ 教育長 14位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> <li>・ 議長 16位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> <li>・ 副議長 17位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> <li>・ 議員 18位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> <li>・ 政務活動費 14位 《人口規模(19位)を上回る水準》</li> </ul>
市の財政状況 (令和2年度)	<p>財政力指数は0.006ポイント改善 0.477 (県内10位、昨年度10位)                      経常収支比率は0.4ポイント改善 97.4% (県内18位、昨年度17位)                      地域の社会情勢は、コロナ禍で厳しい状況が続いている</p>
県内の審議状況	<p>答申のあった市のほとんどが「据置」</p>